

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定にもとづき申請を行なった供給約款等以外の供給条件（平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ太陽光発電促進付加金単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示および請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、3（料金）（1）に定める太陽光発電促進付加金単価、7（はぴ e タイム附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）（1）口の料金）（2）に定めるはぴ e プラン割引上限額および 8（口座振替割引契約の料金）に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) 3（料金）（1）に定める太陽光発電促進付加金単価

区分および単位	太陽光発電促進付加金単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
20ワットまでの 1 灯につき	0.41	0.02
20ワットをこえ 40ワット までの 1 灯につき	0.82	0.04
40ワットをこえ 60ワット までの 1 灯につき	1.23	0.06
60ワットをこえ 100ワット までの 1 灯につき	2.04	0.10
100ワットをこえる 1 灯に つき 100ワットまでごとに	2.04	0.10

区分および単位	太陽光発電促進付加金単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0.61	0.03
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.22	0.06
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	1.22	0.06
「定額電灯および公衆街路灯 A の 料金についての特別措置」の適用 を受ける電灯の場合 10 ワットまでの 1 灯につき	0.20	0.01
(㊦) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.02	0.00
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0.03	0.00
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.03	0.00
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	0.33	0.02
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	0.33	0.02

区分および単位	太陽光発電促進付加金単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	0.35	0.02
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	0.18	0.01
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.08	0.00
1キロワット	0.17	0.01
2キロワット	0.35	0.02
3キロワット	0.51	0.02
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.17	0.01
(ホ) 深夜電力A		
1 契約につき	5.25	0.25
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	0.79	0.04
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.05	0.00
(ロ) (イ)以外の場合		
1 キロワット時につき	0.05	0.00

(2) 7 (はぴ e タイム附則 2 (料金その他の供給条件についての特別措置) (1) ロの料金) (2)に定めるはぴ e プラン割引上限額

区分および単位	はぴ e プラン割引上限額	消費税等相当額
1 契約につき	円 銭 3,150.00	円 銭 150.00

(3) 8 (口座振替割引契約の料金)に定める口座振替割引額

区分および単位	口座振替割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円 銭 52.50	円 銭 2.50